

# 令和4年度 第1回 川口市社会福祉審議会

## — 次 第 —

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付 ※代表受領
- 3 市長挨拶
- 4 議 事
  - 議題1 委員長の選任
  - 議題2 副委員長の指名
  - 議題3 本審議会の運営について
  - 議題4 専門分科会への指名について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 議題 3 本審議会の運営について

### 1 社会福祉審議会とは

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定により都道府県、指定都市、中核市に設置することとなっており、社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

### 2 社会福祉審議会の役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の専門分科会や部会で構成され、通常は、専門分科会等において調査・審議が執り行われることとなります。

専門分科会や部会では具体的・専門的な案件について審議することから、専門分科会及び部会における決議を、審議会全体の決議とすることができます。

### 3 川口市社会福祉審議会

専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、川口市社会福祉審議会は、民生委員審査、障害者福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会と障害者福祉専門分科会審査部会、児童福祉専門分科会施設認可部会、(仮称)子ども条例検討部会で構成されます。

専門分科会等	調査・審議事項	設置区分
川口市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会	○民生委員の推薦・解職等の適否に関する事項	必置
川口市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	○障害者福祉に関する事項	必置
川口市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 審査部会	○身体障害者の程度に関する事項 ○医師の指定・指定取消に関する事項	必置
川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	○児童福祉に関する事項	必置
川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 施設認可部会	○保育施設の設置の認可等に関する事項	任意
川口市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 (仮称)子ども条例検討部会	○(仮称)川口市子ども条例の制定に関する事項	任意
川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	○地域福祉に関する事項	任意

#### 4 社会福祉審議会の委員及び臨時委員

川口市社会福祉審議会は、50人以内の委員で構成され、すべての委員がいずれかの専門分科会の委員となります。

委員の中には複数の専門分科会委員を兼ねる方もおり、特別の事項を調査審議するため50人には含まれない臨時委員を置くことができます。

なお、委員及び臨時委員は、議会の議員、社会福祉事業従事者、学識経験者（公募含む）のうちから、市長が任命します。

#### 5 委員及び臨時委員の任期

委員：2年（再任可）

臨時委員：特別の事項に関する調査審議が終了するまで

#### 6 報酬等

審議会（専門分科会、部会を含む）に出席した場合は、本市の規定により報酬を支給します。また、各専門分科会及び部会の開催回数は概ね以下のとおりです。

報酬（日額）

7,800円	委員長
7,200円	委員及び臨時委員（下記を除く）
16,000円	障害者福祉専門分科会審査部会委員

	専門分科会等	報酬(日額)	年間開催数	事務局
川口市社会福祉審議会	民生委員審査専門分科会	7,200円	随時	福祉総務課
	障害者福祉専門分科会	7,200円	2回	障害福祉課
	審査部会	16,000円	5回	障害福祉課
	児童福祉専門分科会	7,200円	3回	子ども総務課
	施設認可部会	7,200円	随時	子ども総務課
	(仮称)子ども条例検討部会	7,200円	随時	子ども総務課
	地域福祉専門分科会	7,200円	2回	福祉総務課
			2回	福祉総務課

※開催回数は予定です

○川口市市民参加条例（抜粋）

（会議公開の原則）

第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 当該附属機関等に係る法令その他の規程の規定により会議が非公開とされているとき。
- (2) 川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

○社会福祉法（抜粋）

**第二章 地方社会福祉審議会**

（地方社会福祉審議会）

**第七条** 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

**第八条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

**第九条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

**第十条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

**第十一条** 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

**第十二条** 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

**第十三条** この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○川口市社会福祉審議会条例

(設置)

**第1条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

**第2条** 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあつては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあつては同項に規定する機関とする。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

**第5条** 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用につ

いては、委員とみなす。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、福祉部（専門分科会にあつては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市社会福祉保健審議会条例（昭和53年条例第53号）

(2) 川口市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（令和元年6月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

○川口市社会福祉審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

**第2条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

2 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

3 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

(専門分科会の委員等)

**第3条** 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

**第4条** 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



**第5条** 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

**第6条** 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（部会の設置等）

**第7条** 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

**第8条** 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。

2 前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項

（2）児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項

（3）児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項

（4）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項に規定する認定に関する事項並びに同法第7条第1項に規定

する認定の取消しに関する事項

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項

(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に規定する事項

(7) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第4条第1項に規定する勧告に関する事項

**第9条** 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

**第10条** 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

**第11条** 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第12条** 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席及び資料の提出）

**第13条** 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)

2 川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

#### 附 則（令和元年6月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。